

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

事業年度の開示事項

■ (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2017年度	経過措置による 不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,337		20,937
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,709		2,726
うち、利益剰余金の額	17,717		18,312
うち、外部流出予定額 (△)	53		53
うち、上記以外に該当するものの額	△ 35		△ 47
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,169		1,509
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,169		1,509
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	419		349
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,926		22,797
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	134	33	158
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	134	33	158
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	134		158
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	21,791		22,639
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	256,673		254,623
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,189		126
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	33		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,775		△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	1,552		1,552
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,363		11,195
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	268,037		265,819
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.13 %		8.51 %

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	256,673	10,266	254,623	10,184
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	257,859	10,314	253,312	10,132
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	9	0	-	-
国際開発銀行向け	0	0	-	-
地方公共団体金融機構向け	3	0	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,076	43	1,177	47
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,935	1,077	27,469	1,098
法人等向け	93,173	3,726	93,501	3,740
中小企業等向け及び個人向け	70,740	2,829	66,336	2,653
抵当権付住宅ローン	5,917	236	6,069	242
不動産取得等事業向け	19,896	795	16,580	663
3ヵ月以上延滞等	2,795	111	2,529	101
取立未済手形	22	0	30	1
信用保証協会等による保証付	935	37	1,250	50
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	1	0	1	0
出資等	2,051	82	1,200	48
出資等のエクスポージャー	2,051	82	1,200	48
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	34,299	1,371	37,166	1,486
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,125	205	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,119	84	2,119	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	27,053	1,082	32,671	1,306
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	1,183	47
ルック・スルー方式	-	-	1,183	47
マンドレート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,585	63	1,552	62
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,775	△ 111	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3	0	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,363	454	11,195	447
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	268,037	10,721	265,819	10,632

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保(積立金など)と、一般貸倒引当金等から構成されています。

2019年3月期における当金庫の自己資本額は226億円、自己資本比率は8.51%で、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することにより、自己資本の充実を図ってまいります。

用語解説(1)

《リスク・アセット》

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

《抵当権付住宅ローン》

住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

《不動産取得等事業者》

不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。

《証券化エクスポージャー》

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことです。

《オペレーショナル・リスク》

金庫の業務上において不適切な処理等(事務リスク、システムリスク、風評リスク等)で生じる事象により損失を被るリスクのことをいいます。

《TLAC》

「Total Loss-Absorbing Capacity」の略で、「総損失吸収力」のことです。日米欧などの金融当局で構成する金融安定理事会(FSB)が制定した新たな資本規制の基準です。破綻した場合に金融市場への影響が大きい巨大銀行に対して、経営難に陥った際に公的資金で救済しなくてもすむように、資本等の積み増しを求める規制です。

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
- 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

- 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ (3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											3ヵ月以上延滞 エクスポージャー		
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度		2017年度		2018年度		2017年度	2018年度
	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー 区分	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	株式等その他	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
国	内外	552,582	570,900	343,680	345,634	59,122	68,314	-	-	149,778	156,950	3,977	4,099	
地域別合計		553,252	570,900	343,680	345,634	59,780	68,314	12	-	149,778	156,950	3,977	4,099	
製造業		13,038	11,789	6,808	6,558	5,703	4,398	-	-	526	832	158	112	
農業、林業		2,178	2,470	2,178	2,470	-	-	-	-	-	-	6	-	
漁業		463	405	463	405	-	-	-	-	-	-	9	-	
鉱業、採石業、 採砂利採取業		47	44	47	44	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業		34,167	32,597	33,367	31,797	800	800	-	-	-	-	619	865	
電気・ガス・ 熱供給・水道業		8,158	7,501	57	-	8,101	7,501	-	-	-	-	-	-	
情報通信業		1,433	494	1,327	488	99	-	-	-	6	6	-	4	
運輸業、郵便業		10,684	8,156	3,593	3,804	7,089	4,350	-	-	2	2	27	68	
卸売業、小売業		19,378	18,091	19,178	18,091	200	-	-	-	-	-	372	466	
金融業、保険業		142,958	143,868	4,425	4,130	7,346	3,769	-	-	131,186	135,968	0	3	
不動産業		98,820	105,136	92,855	97,255	5,860	7,776	-	-	104	104	1,049	759	
物品賃貸業		1,008	958	1,008	958	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・ 技術サービス業		705	648	705	648	-	-	-	-	-	-	7	8	
宿泊業		1,800	1,544	1,800	1,544	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲食業		6,027	5,423	6,027	5,423	-	-	-	-	-	-	195	261	
生活関連サービス業、 娯楽業		2,839	2,243	2,839	2,243	-	-	-	-	-	0	28	32	
教育、学習支援業		1,582	1,578	1,582	1,578	-	-	-	-	-	-	45	45	
医療、福祉		8,862	7,116	8,862	7,116	-	-	-	-	-	-	29	24	
その他のサービス業		18,245	18,859	18,242	18,856	-	-	-	-	3	3	343	305	
国・地方公共団体等		95,697	117,998	71,527	76,018	21,625	39,705	-	-	2,545	2,274	-	-	
個人		66,267	65,327	66,267	65,327	-	-	-	-	-	-	1,085	1,140	
その他		18,887	18,649	519	879	2,952	11	12	-	15,402	17,758	-	-	
業種別合計		553,252	570,900	343,680	345,634	59,780	68,314	12	-	149,778	156,950	3,977	4,099	
1年以下		173,954	164,253	61,610	59,907	3,629	3,923	-	-	108,714	100,422	-	-	
1年超3年以下		81,990	87,731	53,107	51,233	8,932	3,697	-	-	19,950	32,800	-	-	
3年超5年以下		56,020	43,584	41,476	42,395	14,543	1,188	-	-	-	-	-	-	
5年超7年以下		42,125	33,783	30,646	31,104	11,354	2,383	-	-	125	295	-	-	
7年超10年以下		57,775	56,057	41,476	41,774	16,099	14,059	-	-	200	223	-	-	
10年超		76,166	117,546	71,750	74,340	4,266	43,062	-	-	149	-	-	-	
期間の定めのないもの		65,218	67,944	43,613	44,877	953	-	12	-	20,639	21,675	-	-	
残存期間別合計		553,252	570,900	343,680	345,634	59,780	68,314	12	-	149,778	156,950	-	-	

- (注) 1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引を含みません。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ムーディーズSFジャパン株式会社
- S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、43ページを参照願います。

用語解説
(2)

《デリバティブ取引》

有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品(先物、先渡し、スワップ、オプション等)

《SDB》

信金中央金庫の「信用金庫の中小企業信用リスクデータベース」の略称です。

《リスク・ウェイト》

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

《信用格付業者》

金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付業者のことで、金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満たした信用格付業者は、金融庁に登録されます。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		2017年度	2018年度
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
製造業	56	56	△39	△0	-	-
農業、林業	1	-	△1	△1	-	-
漁業	9	-	-	△9	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	△0	-	-
建設業	321	810	13	488	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	0	5	0	4	-	-
運輸業、郵便業	6	1	△0	△4	-	-
卸売業、小売業	227	205	△107	△22	-	-
金融業、保険業	5	7	1	2	-	-
不動産業	297	269	△220	△28	-	2
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	8	11	4	2	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	110	169	32	58	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	17	29	1	12	-	-
教育、学習支援業	-	-	△1	-	-	-
医療、福祉	5	1	△11	△3	-	-
その他のサービス	238	194	29	△44	-	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	849	896	120	46	14	10
合計	2,157	2,659	△178	501	14	13

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,920	2,016	11,139	11,336	-	-
① ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		616	596	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け		1,175	1,252	9,245	9,511	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		4	3	1,519	1,479	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		40	20	-	-	-	-
⑦ 3ヵ月以上延滞等		2	2	56	66	-	-
⑧ その他		81	142	318	278	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。

3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取り組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取り扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

用語解説
(3)

《信用リスク削減手法》

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼルIIIにおけるリスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金・自金庫預金・国債等)、同保証(国・地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

《クレジット・デリバティブ》

社債や貸付債権の信用リスクを定量化し、スワップやオプションの形にした金融商品のことで。

■ (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	—
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
① 派生商品取引合計	12	—	12	—
(i) 外国為替関連取引	12	—	12	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	12	—	12	—

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
担保の種類別の額	該当ございません	該当ございません

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	該当ございません	該当ございません	該当ございません	該当ございません

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	該当ございません	該当ございません

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、信託約款に基づいて投資信託会社へ委託している証券投資信託の一部について、委託会社が市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っている商品を保有しております。証券投資信託については、「余資運用基準」に定めている投資枠内での取り扱いとなっており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余資運用基準」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

■ (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	913	913	1,149	1,149
非 上 場 株 式 等	1,982	1,982	1,976	1,976
合 計	2,896	2,896	3,126	3,126

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。

3. 非上場株式には、「時価のない株式」、「その他資産等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれております。なお、これらについても貸借対照表計上額は「取得原価」で表示しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
売却益	450	—
売却損	11	—
償却	—	1

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	△ 93	△ 193

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	—	—

【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、政策投資株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		1,909
マンドレート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

(注) 1.ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式です。

2.マンドレート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。

3.蓋然性方式とは、ファンドの組み入れ資産の加重平均リスク・ウェイトが250%又は400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

4.フォールバック方式とは、ファンド向け出資エクスポージャーに対してリスク・ウェイト1250%を適用する方式です。

■ (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

②【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末
1	上方パラレルシフト	9,589			
2	下方パラレルシフト	0			
3	ステイプ化	9,200			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,589			
		ホ		へ	
		2018年度末		2017年度末	
8	自己資本の額	22,639			

(注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、2018年度末のみを開示しております。
 なお、前年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、3,798百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、2018年度末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要について】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、「統合的リスク管理規程」に基づき、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

② 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスクの算定については、以下の前提に基づいて算定・管理しております。

i. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.27年
流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期	4.50年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	コア預金については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	異通貨間の分散効果や相殺効果は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用しておりません。
ii. 当金庫が、開示公告に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項	
金利ショックに関する説明	・自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生や、イールドカーブの形状変化による金利変動幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
金利リスク計測の前提及びその意味	・内部管理上、保有有価証券の金利リスクを、分散共分散法によるVaR(保有期間:3ヵ月、観測期間:5年、信頼水準:99%)を計測しており、リスク量がリスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しており、月次でリスク管理委員会に報告しております。

用語解説 (4)

《信用リスク・アセットのみなし計算》

ファンド向け与信等の信用リスク・アセット算出に用いる手法。ファンド等の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を対象エクスポージャーの信用リスク・アセットとする手法や、裏付け資産の構成を元に定まるリスク・ウェイトを対象エクスポージャーに適用する方法等があります。

《基礎的手法》

オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つです。

《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《システムリスク》

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《法務リスク》

金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《人的リスク》

金庫経営における人事運営上の不公平・不公正やセクシャルハラスメント等の差別的な行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《有形資産リスク》

地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《風評リスク》

当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

《IRRBB》

Interest Rate Risk in the Banking Book 銀行勘定の金利リスク。市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債に係る金利リスクをいいます。

《△EVE》

IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示公告に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

《コア預金》

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。